

# 令和3年度地籍調査業務

## 共通仕様書

宿毛市 都市建設課 国土調査係

# 地籍調査業務 共通仕様書

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、宿毛市（以下「甲」という。）が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業を受託者（以下「乙」という。）が円滑に実施する上で必要な事項を定めるものである。

(作業規程)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか業務委託契約書及び下記の法令等により行うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号 改正：平成25年6月14日法律第44号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号 改正：平成25年6月14日政令第184号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号 改正：平成28年4月12日国土交通省令第42号）・同運用基準（改正：令和3年3月30日付け国不籍第555号国不籍第555号 国土交通省大臣官房 土地政策審議官通知）
- (4) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年11月18日総理府令第54号 改正：平成22年10月12日国土交通省令第49号）
- (5) 地籍簿作成要領について（令和3年3月31日付け国不籍581号 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (6) 基準点測量作業規程準則（昭和61年11月18日総理府令第51号 改正：平成22年7月29日国土交通省令第43号）
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（令和3年3月31日付け国不籍第578号国土交通省大臣官房 土地対策審議官通知）
- (8) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年4月1日付け国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知 改正：平成18年3月31日国土国362号）
- (9) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号 改正：平成23年6月3日法律第61号）・同施行令（昭和24年8月31日政令第322号 改正：平成23年10月21日政令第326号）
- (10) 不動産登記法等関連法規（参考）
- (11) 個人情報保護法
- (12) 宿毛市個人情報保護条例
- (13) その他関係法令、規則及び地籍調査必携2018年度版参照

(作業計画)

第3条 乙は、本業務を遂行するにあたり、業務着手前に下記の書類を作成し、甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 作業工程表
- (3) 主任技術者届及び現場代理人届
- (4) 作業従事者届
- (5) その他甲の指示する書類

(打ち合わせ)

第4条 乙は、本業務を円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、打ち合わせを2回以上実施するものとする。

- 2 作業実施中に協議した事項については、その内容等を打合せ記録簿等に記録し、相互にその内容を保管するものとする。

(秘密厳守)

第5条 乙は、本業務実施にあたって、国土調査法第36条に基づき次の事項を厳守するものとする。

- 2 乙は、業務の実施過程で知り得た情報を、本契約期間中及び終了後も第三者に漏洩してはならない。
- 3 乙は、貸与資料を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期するものとする。
- 4 乙は、業務上収集した情報を甲の許可なく複製及び加工、外部への持ち出し、並びに目的外に使用してはならない。

(身分証明書及び土地立入り)

第6条 乙は、本業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。

- 2 乙は、調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者、又は既住者にその旨を通知するものとする。
- 3 乙は、業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返却すること。

(技術者の届出)

第7条 本業務の主任技術者は、地籍調査事業（外注型）実施要領第2項第3号に定められたものとし、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。

- 2 乙は、前項により登録された資格証明書及び雇用関係を証明する書類を、甲に提出しなければならない。また、これらのものを変更した時も同様とする。

(工程管理)

第8条 乙は、本業務の実施にあたり、地籍調査事業工程管理及び検査規程に準じて、工程ごとに点検を受けなければならない。

- 2 乙は、現場作業日誌を作成し、進捗状況等を甲に報告書するものとする。
- 3 乙は、主任技術者による工程ごとに自社点検を実施しなければならない。

(使用機器)

第9条 本業務に使用する機器は、地籍調査作業規程運用基準第18条によるものとし、使用器械名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

(紛争の回避)

第10条 乙は、本業務実施にあたって、次の各号に掲げることに十分留意し、紛争の回避に努めなければならない。

- 2 交通及び保安上問題が生じる恐れがある場合は、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上実施するものとする。
- 3 本業務実施中は常に言動には十分注意をし、無益の摩擦や紛争を起ささないこと。
- 4 本業務実施中事故が生じた場合は、所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに甲に報告するものとする。

(成果の検定)

第11条 乙は、甲より指示された地籍調査の成果品については、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けるものとする。

- 2 乙は、地籍調査業務に関して第三者機関と協議を行った場合は、協議記録簿を作成し、甲に提出しなければならない。

(成果品の帰属)

第12条 乙は、本業務で使用された資料及び成果品は、すべて甲に帰属するものとする。また、甲の許可なく他に公表、貸与してはならない。

(貸与資料)

第13条 本業務を執行するうえで必要な資料は、甲が乙に貸与するものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

- 2 乙は、本業務が完了し、又は貸与資料が不要となった場合は、速やかに甲に返却しなければならない。

(業務の完了検査)

第14条 乙は、契約書の規定に基づき、完了届、成果品、契約書により義務付けられた資料等を提出し、その検査に合格したときをもって完了とする。

- 2 乙は、完了検査において過失または粗漏に起因する誤りが認められた場合は、速やかに再調査、再測、補測等を乙の負担において実施するものとする。

(損害の賠償)

第15条 乙は、本業務遂行中第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲にその状況及び内容を報告し、甲の指示に従うものとする。  
また、損害賠償が生じた場合は、乙が責任を負うものとする。

(疑義)

第16条 本業務の実施にあたっては、仕様書に明記されていない事項、その他疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定める。

## 第2章 業務概要（地籍調査全般）

（業務の内容）

第17条 地籍調査の作業分類と工程管理及び検査の要目は、下記のとおりとする。

### C工程（地籍図根三角測量）

- C1：作業の準備（作業体制及び作業工程の適切性）
- C2：選点（網構成の適切性）
- C3：標識の設置（1点以上の現地立会点検・設置状況写真の全数点検）
- C4：観測及び測定（1%以上の観測簿点検）
- C5：計算（1%以上の計算簿点検・精度管理表の全数点検）
- C6：点検測量（実地確認）
- C7：取りまとめ（網図の全数点検・5%以上の成果簿の点検）
- C8：実施者検査（精度管理表の全数検査・成果品の出来映え検査・工程管理の記録の全数検査）
- C9：認証者検査（精度管理表の全数検査・成果品の出来映え検査・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査）

### D工程（地籍図根多角測量）

- D1：作業の準備（作業体制及び作業工程の適切性）
- D2：選点（網構成の適切性）
- D3：標識の設置（1点以上の現地立会点検・設置状況写真の全数点検）
- D4：観測及び測定（1%以上の観測簿点検）
- D5：計算（1%以上の計算簿点検・精度管理表の全数点検）
- D6：点検測量（実地確認）
- D7：取りまとめ（網図の全数点検・5%以上の成果簿の点検）
- D8：実施者検査（精度管理表の全数検査・成果品の出来映え検査・工程管理の記録の全数検査）
- D9：認証者検査（精度管理表の全数検査・成果品の出来映え検査・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査）

### E工程（一筆地調査）

- E1：作業の準備（作業体制の適切性・関係土地所有者等への浸透度）
- E2：作業進行予定表の作成（作業工程の適切性）
- E3：単位区域界の調査（調査地域の現況把握）
- E4：調査図素図等の作成（5%以上の照合点検）
- E5：現地調査の通知（現地調査時期の適正性・所有者及び利害関係人の適切性・住所不明所有者等処理の適切性）
- E6：市町村の境界の調査（隣接市町村の同意の確認）
- E7：現地調査（準則30条第3項及び第4項、31条、34条及び35条による処理の全数点検）
- E8：取りまとめ（5%以上の照合点検・地目変更された筆の現地点検）
- E9：実施者検査（1%以上の照合検査・地目変更された筆の現地検査・成果品の出来映え検査・地籍調査票の署名、押印の全数検査・工程管理の記録の全数検査）
- E10：認証者検査（1%以上の照合検査・地目変更された筆の現地検査・成果品の出来映え検査・地籍調査票の署名、押印の全数検査・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査）

### F I工程（細部図根測量）

- F I 1：作業の準備（作業体制及び作業工程の適切性）
- F I 2：選点及び標識の設置（選定位置等の適切性・5%以上の現地点検）

- F I 3 : 観測及び測定 (1%以上の観測簿点検・放射法における距離測定観測簿の全数点検)
- F I 4 : 計算 (1%以上の計算簿点検・精度管理表の全数点検)
- F I 5 : 点検測量 (実地確認)
- F I 6 : 取りまとめ (配置図の全数点検・5%以上の成果簿の点検)
- F I 7 : 実施者検査 (精度管理表の全数検査・成果品の出来映え検査・工程管理の記録の全数検査)
- F I 8 : 認証者検査 (精度管理表の全数検査・成果品の出来映え検査・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査)
- F II - 1 工程 (一筆地測量)
  - F II - 1 1 : 作業の準備 (作業体制及び作業工程の適切性)
  - F II - 1 2 : 観測及び測定 (1%以上の観測簿点検・放射法における観測手簿、距離測定簿の全数点検)
  - F II - 1 3 : 計算及び筆界点の点検 (精度管理表の全数点検・2%以上の辺長点検)
  - F II - 1 4 : 実施者検査 (精度管理表の全数検査・工程管理の記録の全数検査)
  - F II - 1 5 : 認証者検査 (精度管理表の全数検査・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査)
- F II - 2 工程 (地籍図原図)
  - F II - 2 1 : 作業の準備 (作業体制及び作業工程の適切性)
  - F II - 2 2 : 原図の仮作図 (1%以上の照合点検)
  - F II - 2 3 : 原図の作成 (原図の仕上りの全数点検・1%以上の照合点検)
  - F II - 2 4 : 実施者検査 (成果品の出来栄えの全数検査・2%以上の辺長検査・工程管理の記録の全数検査)
  - F II - 2 5 : 認証者検査 (成果品の出来栄えの全数検査・1%以上の辺長検査・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査)
- G 工程 (地籍測定)
  - G 1 : 作業の準備 (作業体制及び作業工程の適切性)
  - G 2 : 測定、計算及び点検 (精度管理表の全数点検・0.4%以上の現地点検)
  - G 3 : 取りまとめ (5%以上の照合点検)
  - G 4 : 実施者検査 (1%以上の照合検査・精度管理表の全数検査・成果品の出来映え検査・工程管理の記録の全数検査)
  - G 5 : 認証者検査 (精度管理表の全数検査・成果品の出来映え検査・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査)
- H 工程 (地籍図及び地籍簿の作成)
  - H 1 : 地籍調査票の整理 (5%以上の照合点検)
  - H 2 : 地籍図原図の整理 (1%以上の照合点検)
  - H 3 : 地籍簿案の作成 (5%以上の照合点検)
  - H 4 : 実施者検査「閲覧前」 (1%以上の照合検査・成果品の出来映え検査)
  - H 5 : 閲覧 (閲覧に当たっての所要措置)
  - H 6 : 誤り等訂正 (誤り等訂正の全数点検)
  - H 7 : 数値情報化 (地籍調査成果の数値情報化実施要領による)
  - H 8 : 認証申請関係書類の整理 (不立会地、不存在地等の経過確認、手続きの迅速性)
  - H 9 : 実施者検査「閲覧後」 (誤り等訂正の照合検査・認証申請関係書類の検査・工程管理の記録の全数検査)
  - H 10 : 認証者検査 (誤り等訂正の照合検査・1%以上の照合検査・成果品の出来映え検査・工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査)

(地籍図根三角測量)

第18条 地籍図根三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。また、平均図には観測開始前に必ず甲の承諾を得るものとする。

- (1) 多角網に必要な与点の数は、次の式により算出した値以上とする。ただし、 $n$ は新点数とし、 $[ ]$ の中の計算終了時の小数部は切り上げるものとする。 $[n/5] + 2$   
なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域の近傍の電子基準点3点以上とし、作業地域の周辺に均等に配置するものとする。
- (2) 地形の状況等により単路線を形成する場合に必要な与点の数は、2点とする。
- (3) GNSS法による場合の新点は、多角網の与点となる地籍図根三角点等を結ぶ最外周線により構成される区域内に選定するよう努めるものとする。ただし、地形の状況等により外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線の区域外に新点を配置する場合及び単路線を形成する場合は、新点から最も近い与点までの距離を隣接する与点間の距離より短くするよう努めるものとする。
- (4) 与点から他の与点まで、与点から交点まで又は交点から他の交点までを結ぶ路線の長さは、GNSS法による場合は、5.0キロメートル以下を標準とする。ただし、電子基準点のみを与点とする場合は、この限りでない。
- (5) 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、150メートル以下はなるべく避け、著しい見通し障害によりやむを得ない場合にあっても100メートル以上とする。なお、GNSS法による場合の新点間の距離は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第1に定めるところによるものとする。
- (6) 新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置する場合において、周辺の地籍図根三角点等との整合を確認しようとするときは、点検のための既設点を1点以上選定するものとし、選定した既知点について地籍図根三角點選点図及び地積須近三角点平均図に記載するものとする。
- (7) 地籍図根三角点の標識の規格は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第2に定めるところによるものとする。
- (8) 観測及び測定の方法は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第6に定めるところによるものとする。
- (9) 地籍図根三角測量における計算の単位及び計算値の制限は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第8に定めるところによるものとする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。
- (10) 地籍図根三角点の座標値及び標高は、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第9に定める数値を用いて計算するものとする。
- (11) 地籍図根三角測量を行った場合は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第10に定めるところにより点検測量を行わなければならない。
- (12) 前項の点検測量の数量は、GNSS法による場合は平均図において採用する観測辺数の総和の10パーセント以上とする。
- (13) 第22条9項の規定により、整合を確認した結果、水平位置又は標高の較差が別表第8に定める三次元網平均計算による標準偏差を超過した場合には、地籍図根三角点の成果の取扱について、国土地理院の意見を求めるものとする。
- (14) 前項の規定により観測を行った既知点については、地籍図根三角点網図に記載するものとする。

(地籍図根多角測量)

第19条 本作業の計画はできる限り多角網を構成するように努め、選点図を作成し、甲の承諾を得るものとし、以下次の点を考慮の上作業を行うものとする。

- (1) 地籍図根多角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保全が確実である位置に選定するものとする。
- (2) 地籍図根多角点の密度の標準は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第1に定めるところによるものとする。
- (3) 地籍図根多角点を与点とした多角路線について、当該多角路線における与点のうち2分の1以上が地籍図根三角点等であって、かつ、厳密網平均計算を行った場合には、与点とした地籍図根多角点の最大次数をもって当該多角路線の次数とすることができる。
- (4) GNS S法による場合の新点は、多角網の与点となる地籍図根三角点等を結ぶ最外周線により構成される区域内に選定するよう努めるものとする。ただし、地形の状況等により外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線の区域外に新点を配置する場合及び単路線を形成する場合は、新点から最も近い与点までの距離を隣接する与点間の距離より短くするよう努めるものとする。
- (5) 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、30メートル以下はなるべく避け、見通し障害等によりやむを得ない場合であっても、10メートル以上とする。なお、GNS S法による場合の新点間の距離は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第1に定めるところによるものとする。
- (6) 観測及び測定の方法は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第11に定めるところによるものとする。
- (7) 地籍図根多角測量における計算の単位及び計算値の制限は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第12に定めるところによるものとする。
- (8) 地籍図根多角測量を行った場合は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第15に定めるところにより点検測量を行わなければならない。点検測量における点検の数量は、GNS S法による場合には平均図において採用する観測辺数の総和の5%以上とする。

(細部図根測量及び一筆地測量)

第20条 本作業は、細部図根測量及び一筆地測量の工程とし以下次の点を考慮の上作業を行うものとする。

- (1) 細部図根測量は、多角測量法よることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。
- (2) 地籍図根多角測量を省略した場合、1次の多角網の同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ20メートル以下はなるべく避け、著しい見通し障害等によりやむを得ない場合にあっても10メートル以上とするよう努めるものとする。
- (3) 多角測量法による細部図根測量における観測及び測定の方法は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第17に定めるところによるものとする。
- (4) 多角測量法による細部図根測量における計算の単位及び計算値の制限は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第18に定めるところによるものとする。
- (5) 当該地籍測量の精度区分が乙二、乙三の区域においては、標高の計算を省略することができるものとする。
- (6) 細部図根測量を行った場合は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第19に定めるところにより点検測量を行わなければならない。点検測量における点検の数量は、新設した細部図根点数の2%以上とする。
- (7) 細部放射点の次数は、細部多角点等を基礎として二次までとする。



- (8) 準則第64条1項の開放路線は、与点となる細部多角点等1点につき、2路線まで形勢することができる。この場合において、当該2路線の節点が同一の点である場合は、その片方の路線については、当該節点を与点とする接点のない開放路線があるものとして、細部多角測量を実施することができる。
- (9) 一筆地測量と並行して設置した細部放射点については、一筆地測量の計算を実施するまでに点検測量を行うものとする。
- (10) 細部放射点については、全数において、与点とした細部多角点等から同一方法の観測により点検測量を行うものとし、その座標値の較差の制限は別表第23に定めるところによるものとする。
- (11) 前項の規定は、開放路線により求めた節点について準用する。
- (12) 一筆地測量は、放射法・多角測量法・交点計算法又は単点観測方法によるものとする。
- (13) 簡易網平均計算（定型網を除く）により求められた路線に属する細部図根点等を与点とする場合は、与点と同一の平均計算により求められた細部図根点等を基準方向とする。
- (14) 放射法等による一筆地測量における観測及び測定の方法は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第24に定めるところによるものとする。
- (15) 放射法等による一筆地測量における計算の単位及び計算値の制限は、地籍調査作業規程準則運用基準に定める別表第26に定めるところによるものとする。
- (16) 筆界点の位置の点検は、単位区域の総筆界点（多角測量法による一筆地測量により求めた筆界点を除く。）から2%以上を抽出して行うものとする。

（網図の作成）

- 第23条 地籍図根三角點選点図、地籍図根三角平均図及び地籍図根三角点網図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1、5千分の1とする。
- 第29条 地籍図根多角點選点図、地籍図根多角点平均図及び地籍図根多角点網図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1とする。
- 第34条の2 細部多角點選点図及び細部多角点平均図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1又は千分の1とする。
- 第36条 細部図根点配置図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1、千分の1とする。
- 第36条の2 準則第67条第2項の細部図根点配置図は細部図根点網図のことをいうものとする。

（地籍図原図の作成）

- 第43条 地籍図原図の作成に当たっては、地籍整備課長が別に定める要領によるものとする。

（地積測定）

- 第23条 地積測定は、現地座標法により行うものとする。また、地積測定の結果は、地積測定成果簿に取りまとめるものとする。
- 2 面積計算簿には、各筆ごとに關係する筆界点番号を明示し、筆界点の座標値、筆界点間の計算辺長と方向角を併せて表示する。
- 3 単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなることを点検するものとする。

(地籍図及び地籍簿の作成、地籍図及び地籍簿の作成)

第24条 地籍簿案は、地籍調査票、調査図、原図及び地積測定成果簿に基づいて、必要な事項を記載して作成するものとする。

- 2 地籍簿案の作成については、地籍調査作業規程の定めるものの他、「地籍簿案作成要領」（昭和49年8月5日付け49国土国第3号国土庁土地局長通達）に基づいて行うものとする。
- 3 地籍図写は地籍図と同一縮尺であり、ひずみがなく、かつ鮮明であること、また地籍図写に用いるポリエステル・フィルム（マイラー）により作成するものとし、十分な耐久性が保証されていること。

(成果品)

第25条 本業務で納入する成果品は次のとおりとする。なお、成果品の様式等は、関係法令等による他、「地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例」によるものとし、または、甲の定めた様式及び地籍フォーマット2000で提出するものとする。

(1) 地籍図根三角測量（C工程）

- ① 基準点等成果簿写
- ② 地籍図根三角點選点手簿
- ③ 地籍図根三角點選点図
- ④ 地籍図根三角測量観測計算諸簿
- ⑤ 地籍図根三角点網図
- ⑥ 地籍図根三角点成果簿
- ⑦ 精度管理表
- ⑧ 測量標の設置状況写真

(2) 地籍図根多角測量（D工程）

- ① 地籍図根多角點選点図
- ② 地籍図根多角測量観測計算諸簿
- ③ 地籍図根多角点網図
- ④ 地籍図根多角点成果簿
- ⑤ 精度管理表
- ⑥ 測量標の設置状況写真

(3) 細部図根測量（F I工程）及び一筆地測量（F II工程）

- ① 細部図根點選点図
- ② 細部図根測量観測計算諸簿
- ③ 細部図根点配置図
- ④ 細部図根点成果簿
- ⑤ 一筆地測量観測計算諸簿

- ⑥ 筆界点番号図
- ⑦ 筆界点成果簿（番号図区域ごとにまとめる）
- ⑧ 精度管理表
- ⑨ 地籍図一覧図
- ⑩ 地籍図原図
- ⑪ 地籍明細図（必要な場合）
- （４）地積測定（G工程）
  - ① 地積測定観測計算諸簿
  - ② 地積測定成果簿
  - ③ 筆界点座標値等の電磁的記録
  - ④ 精度管理表
- （５）地籍図及び地籍簿の作成（H工程）
  - ① 地籍調査票（点検・整理）
  - ② 地籍簿
  - ③ 名寄帳（閲覧書）
  - ④ 地籍図複図 ２部
- （６）その他（上記以外の提出書類）
  - ① 工程表
  - ② 検定証明書
  - ③ 検査成績表
  - ④ 作業打合せ記録簿
  - ⑤ その他甲の指示するもの

（電磁的記録）

第26条 乙は、成果品とする電子媒体のウイルスチェックを行い納品するものとする。また、電子媒体には次の項目をラベルに表示するものとする。

- ① 業務名及び記録内容
- ② 作成年月日・発注者名
- ③ ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日/チェック年月日）

### 第3章 業務概要（一筆地調査編）

（業務内容）

第27条 乙は、契約締結後、速やかに作業計画を甲に提出し、その承認を受けなければならない。なお、一筆地調査の作業内容は、下記のとおりとする。

	一筆地調査の工程	作業内容	実施主体	実行機関
E-1	作業準備	作業打合せ	○	○
		作業打合せ簿の作成		○
		法務局調査	◎	○
		関係者名簿作成		○
		住所不明者・相続人調査	○	
		関係者名簿確認審査	○	
		関係者説明会の通知・開催	◎	○
		関係者説明会資料の作成		○
		関係者説明会出席者名簿の作成		○
		推進委員の選任	○	
		推進委員会の通知・開催	◎	○
		関係機関との協議	◎	○
E-2	作業進行予定表作成	現地調査計画立案		○
		現地調査計画案審査	○	
E-3	単位区域界の調査	単位区域界調査	○	○
E-4	調査図素図の作成	調査図素図の作成		○
		調査図一覧図の作成		○
		地籍調査票の作成		○
		調査図素図等の審査	○	
E-5	現地調査の通知	現地調査詳細計画	○	◎
		現地調査の通知	◎	○
E-6	市町村界の調査	境界調査通知・立会	◎	○
		境界標の設置	○	○
E-7	現地調査	所有者・地番・地目の調査	○	◎
		筆界の確認	○	◎
		立会写真撮影、記録	○	○
		筆界基準杭の設置		○
		地籍調査票への記入及び署名捺印		○
		調査図等の作成		○
		不調箇所等問題点報告書		○
		未定箇所資料整理		○
E-8	取りまとめ	点検整理	○	◎

（注）◎は主体に行うもの、但し作業分担は実施主体と十分に協議すること

(作業の準備)

第28条 乙は、計画準備で以下に定める作業を行い、業務が円滑に実施できるように努めるものとする。

- 2 乙は、法務局において公図、土地登記簿写し（登記事項要約書含む）、既提出地積測量図などの関連資料請求を行う場合は、第5条に掲げる身分証明書を呈示し、甲の発行する閲覧（交付）申請書を提出すること。
- 3 乙は、関係者名簿として個人別土地台帳（名寄帳）を作成し、土地の表示及び登記簿上の登記名義人等の利害関係人の住所・氏名を甲に報告すること。
- 4 乙は、甲が主催する推進委員会、関係者説明会、関係機関協議等に参加し必要に応じて業務の説明を行うこと。

(作業進行予定表の作成)

第29条 乙は、調査区域の状況、作業内容、面積、筆数、作業職員数及び天候等を勘案のうえ現地調査の計画を作業進行予定表として立案し、計画の実効性、妥当性について甲と協議するものとする。

(調査図素図等の作成)

第30条 乙は、甲が貸与する公図の写し、土地登記簿写し（登記事項要約書）を基に調査図素図を作成するものとする。また、分筆登記等により地積測量図が備え付けられていれば、写しを取り確認すること。

- 2 調査図素図に表示する事項は、準則16条1項を準用するものとする。

(調査図一覧図作成)

第31条 乙は、調査図素図の接合関係を明らかにした調査図一覧図を次の各号に定める事項を表示して作成するものとする。

- 2 名称
- 3 調査図素図の番号
- 4 単位区域に隣接する地番区域の名称
- 5 作成年月日及び作成者の氏名
- 6 調査図素図の輪郭、字名、主要な長狭物等

(市町村界の調査)

第32条 甲と乙は、関係機関との協議を経て次の各号に定める内容で市町村境界を調査するものとする。

- 2 甲が収集した関係市町村の公図その他の資料を基に、関係職員及び土地所有者又は代理人の立会いのもとに境界を確認するものとする。
- 3 前号の同意を得て、分岐点、屈曲点、その他必要な地点に境界標を設置する。

(現地調査の通知)

第33条 乙は、現地調査に先立ち、次の各号に定める作業を行い関係者に通知するものとする。

- 2 乙は、現地調査の実施を通知するため土地所有者、その他の利害関係人又は、代理人に立会目的、日時等を記載した立会通知文を甲と協議のうえ作成するものとする。
- 3 甲と乙は、十分な協議を行い一筆地調査に着手する時期を決定し、作業班毎にその日時、地番、所有者等を記入し、現地調査立会調書を作成するものとする。
- 4 乙は、立会調書を基に各土地所有者及び共有者、所有者が亡の場合は相続人に通知文を作成するものとする。また、住所不明者については甲と協議を行うものとする。
- 5 立会通知文は、立会日の2週間前までに土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に送付するものとする。
- 6 乙は、立会通知後、土地所有者の立会を促すため、甲及び推進委員とともに土地所有者の立会予定の状況把握に努め、必要に応じて土地所有者に対して地籍調査の意義及び作業の内容を説明し、現地調査に立ち会うべき旨を電話にて連絡するものとする。  
なお、電話により連絡しがたい場合は郵送によることができる。
- 7 調査日程については、筆数・面積等を十分に考慮し、日割及び作業班体制を決定すること。その決定については、監督職員と協議を行うものとする。
- 8 郵送した現地調査通知が住所不明等により返送された場合にも、監督職員と協議すること。

(現地調査)

第35条 甲及び乙は、現地調査で次の各号に定める以下の作業を行うものとする。

- 2 現地調査は、調査図素図等に基づいておおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。
- 3 各筆の立会については、土地所有者その他の利害関係人、又は、その代理人の立会が確実となるよう努め、不備のないようにするものとする。
- 4 各筆の筆界の確認は、地籍調査における最も重要な作業の一つであり、調査を円滑かつ迅速に実施するためにも、筆界の確認にあたっては特に入念に対処するものとする。
- 5 乙は、立会者氏名、調査状況等について作業日誌を作成し、甲に提出するものとする。また、問題が生じたときは問題点報告書等を提出し、甲の指示を受けるものとする。
- 6 立会に際しては、職員はもとより、土地所有者等の立会者に保安帽の着用を促すなど安全確保に十分配慮すること。
- 7 作業区域の最終年度に実施する成果の閲覧（国土調査法第17条）において、土地所有者等への立会状況等の説明が必要であるため、現地立会を把握した現場担当者の出席を要請する場合がある。

(調査図作成)

第36条 乙は、調査図素図の表示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の各号に定める場合には調査図素図に記録して調査図を作成するものとする。

- ① 分割があったものとして調査する場合
  - ② 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
  - ③ 新たに土地の登記をすべき土地を発見した場合
  - ④ 滅失（一部滅失を含む）又は不所在地があった場合
  - ⑤ 地番を変更する場合
- 2 筆界点番号標を設置したときは、その都度調査図素図の該当する箇所にその番号を記録し、調査図を作成するものとする。

(地籍調査票作成及び整理)

第37条 作業区域内の地籍調査票の作成は、法務局の土地登記簿を利用すること。

2 地籍調査票に一筆地調査の立会の経緯の記録や処理状況を記録し、必ず立会者（土地所有者、その他の利害関係人又はその代理人）署名押印させるとともに、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人、あるいはその相続人に署名押印させるほか、地籍調査票に事項を記録し、整理するものとする。

- ① 地番変更する場合
  - ② 分割があったものとして調査する場合
  - ③ 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
  - ④ 滅失（一部滅失を含む）又は不所在地があった場合
- 3 上記立会后、再立会を行う箇所については、土地所有者またはその代理人に再度、署名押印させるほか、立会時の経緯を記録するものとする。
- 4 筆界未定地、不所在地、滅失地（一部滅失を含む）及び長狭物以外の現地確認不能地の処理を行う必要がある場合には、監督職員の指示を受けるものとする。
- 5 一筆地調査を終えたときは、調査区域ごとにその都度地番（枝番を含む）の順序に整理するものとする。

(立会処理簿作成)

第38条 立会処理簿作成では、後続作業が円滑に実施できるように整理するものとする。

- 2 一筆地調査の立会状況を一筆地立会調書に取りまとめるとともに、筆界の確認が得られない土地及び土地所有者の立会のできない土地については、調査の経緯等を記入し再立会調書として作成するものとする。
- 3 上記の再立会調書は、各作業班、字名ごと、内容別（民地、県道、市町村道、水路、官有地等）ごとに整理し、甲に提出する。また、再立会日程表は、甲と十分打ち合わせの上で作成し、土地所有者等への連絡するものとする。
- 4 再立会の結果は、再立会調書にとりまとめ、筆界未定地がある場合は、筆界未定調書に取りまとめるものとする。
- 5 一筆地調査立会調書、再立会調書及び筆界未定地調書は、作業班ごとに立会処理簿として取りまとめるものとする。

(成果品)

第39条 本作業で納入する成果品は、下記のとおりとする。

- ① 一筆地調査図
- ② 地籍調査票綴
- ③ 作業日誌
- ④ 立会処理簿
- ⑤ 法務局備付の地図写し（地積測量図含む）
- ⑥ 土地登記簿写し（登記事項要約書）
- ⑦ その他、甲の指示する者

(成果の検定及び検査)

第40条 本業務における地籍図根三角測量（C工程）及び地籍図根多角測量（D工程）については、検定に関する技術を有する第三者機関による成果検定を受けるものとする。

- 2 全工程作業完了時は、乙において十分な自社点検を行った後、甲の検査を受けるものとする。また、中間においても甲の指示がある場合は、各工程の検査を受けなければならない。
- 3 屋外で行う検査においては、乙は必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。
- 4 本業務において訂正箇所が発生した場合は、乙は速やかに訂正を行わなければならない。

(その他)

第41条 本業務を担当する作業従事者等は地域性を熟知し、かつ十分な経験を有した技術者を配属すること。ただし、作業途中において入れ替え等のため異動のあったときはただちにその旨を報告すること。



## 特記仕様書

1. この特記仕様書は、「令和3年度 地籍調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 本業務の実施区域及び事業量は、下記のとおりとする。
  - (1) 作業区域：二ノ宮の一部
  - (2) 事業量：0.56km<sup>2</sup>
3. 本業務の作業工程は下記のとおりとする。また、業務内容については共通仕様書に記載してある。
  - (1) 原図の作成：FⅡ-2工程
  - (2) 地積測定：G工程
  - (3) 地籍図及び地籍簿の作成、地籍図複図の作成、閲覧作業の補助：H工程
4. 本業務により、納入する成果品は下記のとおりとする。
  - (1) 各作業共通
    - ① 工程表
    - ② 自社検査成績表
    - ③ その他測量工程上必要な資料
  - (2) 原図の作成（FⅡ-2工程）
    - ① 筆界点番号図
    - ② 地籍図原図
    - ③ 地籍図一覧図
    - ④ 地籍図明細図（必要に応じて）
  - (3) 地積測定（G工程）
    - ① 地積測定観測計算諸簿
    - ② 地積測定成果簿
    - ③ 筆界点座標値等の電子媒体
    - ④ 精度管理表
  - (4) 地籍図及び地籍簿の作成、地籍図複図の作成、閲覧作業の補助（H工程）
    - ① 地籍調査票（点検・整理）
    - ② 地籍簿
    - ③ 名寄帳（閲覧書）
    - ④ 地籍図複図（2部）